

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第721号

令和5年12月1日付け監査第659号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月26日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通  
大分県監査委員 長 野 恭 子  
大分県監査委員 古 手 川 正 治  
大分県監査委員 吉 村 哲 彦

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
中津北高等学校	令和5年4月14日	<p>指摘事項</p> <p>物品の購入契約等について、本来、支出負担行為を行うべき時期に事務長も気付かず、年度を超えた出納整理期間中に前年度に日付を遡って支出負担行為を行っている事例が多数あるなど、会計事務に係る内部けん制に著しく適正を欠いている事実が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>6月に主管課等から事務指導を受け、執行管理表の活用及び会計書類の見える化を徹底した。</p> <p>今後は、事務職員相互の内部けん制をより一層強化し、適切な事務処理に努める。</p>

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(教育庁及び教育機関)		
中津支援学校	令和5年4月17日	<p>注意事項</p> <p>庁舎設備の修繕契約について、職員が請求書にゴム印で日付を追記したことにより、不適法（日付が二重表記）となった書類を支出証拠書類として使用するなど、不適切な経理処理の事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>不備のあった請求書は適切に処理した。</p> <p>今後は、不備のある会計書類は再提出を求め</p>

る等適切な経理処理を徹底する。

また、事務職員相互の内部けん制をより一層強化し、適切な事務処理に努める。